

令和3年度電気用品安全法試買テスト結果の概要

令和5年9月
経済産業省
製品安全課

1. はじめに

電気用品安全法（昭和36年11月16日法律第234号、以下「法」という。）は、製造又は輸入の事業を行う者（以下、「届出事業者」という。）が自らの責任で電気用品に対する技術基準の適合性確認や完成品に対する検査を行うことを義務付けています。その上で、届出事業者は、こうした法的義務を果たしたことを示すため、当該電気用品にPSEマーク¹を表示して販売することができます。

規制当局として、毎年度市場で流通している電気用品を購入し、届出事業者が法的義務を適切に履行しているか確認するために「試買テスト」を行っています。

試買テストにおいて確認された技術基準に適合しない電気用品については、当該届出事業者において適切に是正し、再発防止対策を講ずるよう指導を行っています。

2. 試買テストの調査項目

①法第8条に基づく技術基準への適合状況の確認

試買した電気用品の技術基準適合性を確認する。

②法第10条に基づくPSEマーク等表示の妥当性の確認

PSEマーク等表示の妥当性を確認する。

¹ PSEマーク：特定電気用品 、特定電気用品以外の電気用品 

3. 試買テストの結果

(1) 対象とした電気用品

令和3年度の試買テストは、合計60品目、176機種（モバイルバッテリー20機種を含む）の電気用品に対して実施しました。

試買テストで対象とした電気用品の内訳

分類	代表的な電気用品	品目数	機種数
特定電気用品	直流電源装置、その他の家庭機器用変圧器、電気温水器	3品目	12機種（うち、輸入機種数9）
特定電気用品 以外の電気用品	電気ストーブ、空気清浄機、エル・イー・ディー・電灯器具、電子レンジ、リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー等）等	57品目※	164機種（うち、輸入機種数146）※
合 計		60品目	176機種（うち、輸入機種数155）

※モバイルバッテリー20機種を含む。

(2) 結果の概要

176機種中、技術基準については89機種（50.6%）、PSEマーク等の表示については、17機種（9.7%）が適合しないことがそれぞれ確認されました。

試買テストの結果、不適合が確認された内容の内訳

分類	品目数	技術基準	PSEマーク等表示
特定電気用品	2品目	5機種（うち、輸入機種数3） （41.7%）	2機種（うち、輸入機種数1） （16.7%）
特定電気用品 以外の電気用品	41品目	84機種（うち、輸入機種数76） （51.2%）	15機種（うち、輸入機種数11） （9.1%）
合計	43品目	89機種（うち、輸入機種数79） （50.6%）	17機種（うち、輸入機種数12） （9.7%）

注：（ ）内は、各分類における試買機種数全体に対する不適合機種の割合を示しています。

①技術基準に関する不適合内容

各電気用品に要求されている電気用品安全法第8条に基づく技術基準²に関して、今回の試買テストで対象とした電気用品のうち、89機種、合計223件の不適合事案が確認されました。その項目別内訳については下表の通りです。また、不適合内容の詳細については別添リストの通りです。

技術基準の不適合事案の項目別内訳

技術基準不適合項目	不適合数	割合
空間距離	30	13%
過充電保護	19	9%
雑音の強さ	17	8%
形状・組立・操作	16	7%
絶縁構造・性能	14	6%
アース機構	14	6%
消費電力等の許容差	7	3%
平常温度	6	3%
表示※1	69	31%
取扱説明書等	15	7%
その他	16	7%
合計	223	100%

※1 表示すべき事項である定格電圧や定格消費電力の未記載など

² 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（平成25年7月1日20130605 商局第3号）

②P S Eマーク等表示に関する不適合内容

電気用品安全法第10条に基づくP S Eマーク等の表示に関して、今回の試買テストで対象とした電気用品のうち、17機種、合計32件の不適合事案が確認されました。その項目別内訳は下表の通りです。

なお、不適合内容の詳細については別添リストの通りです。

P S Eマーク等の表示に関する不適合事案の項目別内訳

表示不適合項目	不適合数	割合
P S Eマークの表示が無い	14	44%
届出事業者名の表示が無い	15	47%
届出事業者名の紛らわしい表示がある	2	6%
検査機関名の表示がない	1	3%
合計	32	100%

4. 不適合事案に対する対応

今回の試買テストで確認された不適合事案については、本省及び各経済産業局等が届出事業者にその内容を通知し、是正のための改善指導を行っております。また、再発防止のための是正策が適切に行われているか確認するべく、法令遵守状況についてフォローアップも行っております。

(以上)

<電気用品安全法の令和３年度試買テストにおける「技術基準」に関する不適合内容について>

(１) 特定電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の家庭機器 用変圧器①	1. 構造試験において、プリント基板上の極性の異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)が、次のとおりであった。 イ. サーマルプロテクタが動作したときに極性が異なる充電部相互間(100V)となるはんだ付け間の空間距離(沿面距離を含む)が、1.0mm(じんあいが侵入の難い箇所)であった。 ロ. 単巻変圧器の出力回路の極性が異なる充電部相互間(120V)となるはんだ付け間の空間距離(沿面距離を含む)が、1.2mm(じんあいが侵入の難い箇所)であった。	別表第六1(2)へ (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1.5mm以上(じんあいが侵入し難い箇所、100V)であること。
その他の家庭機器 用変圧器②	1. 構造試験において、200V及び220Vの出力コンセントに100Vの差込みプラグ(別表第四6(1)ニ(ホ) a)が接続できる構造であった。	別表第六1(2)イ (第二条第2項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。
直流電源装置①	1. 表示及び取扱説明書において、機器本体に、「定格電流」の表示がなかった。	J60950-1(H27) 1.7.1 (第十九条 表示等(一般)) 次の事項を表示しなければならない。 — 定格電流は、ミリアンペア(mA)又はアンペア(A)で表示する。
	2. 危険からの保護において、以下の箇所の空間距離又は沿面距離が不足していた。 イ. 基礎絶縁となるC1リード(1次) — T1コア(動作電圧500V(ピーク値)、240V(実効値))の空間距離が0.7mmであった。 ロ. 付加絶縁となるT1コア—USBケース(動作電圧500V(ピーク値)、240V(実効値))の空間距離及び沿面距離が0.5mmであった。	J60950-1(H22) 2.10 (第八条 絶縁性能の保持) 空間距離は、機器に流入する過渡電圧を含む過電圧、及び機器内で発生するピーク電圧によって空間距離が絶縁破壊しないような寸法でなければならない。詳細な要求事項は、2.10.3による。 沿面距離は、実効値動作電圧及び汚損度に応じて、フラッシュオーバー又は絶縁破壊(例トラッキングによるもの)を生じないような寸法にしなければならない。詳細な要求事項は、2.10.4による。 動作電圧500V(ピーク値)、240V(実効値)において、 ・基礎絶縁又は付加絶縁(空間距離): 2.2mm以上 ・基礎絶縁又は付加絶縁(沿面距離): 2.4mm以上
	3. 危険からの保護において、強化絶縁となる1次—2次半田面(動作電圧339V(ピーク値)、240V(実効値))の沿面距離の最小値が4.2mmであった。	J60950-1(H22) 2.10 (第八条 絶縁性能の保持) 沿面距離は、実効値動作電圧及び汚損度に応じて、フラッシュオーバー又は絶縁破壊(例トラッキングによるもの)を生じないような寸法にしなければならない。詳細な要求事項は、2.10.4による。 動作電圧339V(ピーク値)、240V(実効値)において、 ・強化絶縁(沿面距離): 4.8mm以上
	4. 温度に関する要求事項において、プラグブレード保持部分(熱可塑性樹脂)に対するボールプレッシャー試験(125℃、1h)を行った結果、へこんだ穴の直径が4.0mmであった。	J60950-1(H22) 4.5.2 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 熱可塑性樹脂部分に危険電圧部が直接取り付けられている場合は、その樹脂部分は異常状態の熱に耐えなければならない。適否は、その樹脂部分にJISC60695-10-2:2000によるボールプレッシャー試験(へこんだ穴の直径が2mm以下)を行なうことによって判定する。
	5. 耐電圧において、入力部—出力部間に、3000Vac、1分間の耐電圧試験を実施したところ、2800Vacで絶縁破壊した。(絶縁変圧器の1次—2次間の動作電圧500V(ピーク値))	J60950-1(H22) 5.2 (第八条 絶縁性能の保持) 機器に用いる固体絶縁物は、十分な耐電圧をもたなければならない。 動作電圧500V(ピーク値)における耐圧試験条件: 試験電圧3000Vac、1分間
	6. 妨害波試験(端子電圧)において、測定周波数が0.15~30MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が88.4dB、平均値の最大値が80.6dB(測定周波数0.195MHz、(電源電圧100V、電源周波数50Hz))であった。	J55022(H22) (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧は、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては66~56dB、平均値にあっては56~46dB、周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては56dB、平均値にあっては46dB、及び、周波数が5~30MHzの範囲で、準尖頭値にあっては60dB、平均値にあっては50dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
直流電源装置②	1. 構造試験において、プリント基板の極性が異なるパターン間（240V）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、1.8mm（じんあいが侵入し難い箇所）であった。	別表第81（2）ト （第八条 絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.0mm以上（じんあいが侵入し難い箇所、240V）であること。
直流電源装置③	1. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部又は銘板のいずれにも定格電流（2A）の表示がなかった。	別表第81（2）マ （第十九条 表示等（一般）） ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	2. 二重絶縁構造において、二重絶縁であるにもかかわらず電源電線にビニル平形コード（VFF：0.75mm ² ）を使用していた。	別表第81（7）ル （第七条第1項第一号 感電に対する保護） 電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は別表第十二の規定による技術上の基準に適合するキャプタイヤコード若しくはキャプタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75mm ² 以上のものであること。
	3. 表示において、機器本体に、表示すべき事項である「定格入力容量（VA）」が表示されていなかった。	別表第81（12） （第十九条 表示等（一般）） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 （附表第六） 表示すべき事項 1（省略） 2 定格入力容量 3～8（省略） 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
	4. 構造試験において、直流整流子電動機が接続される端子があるにもかかわらず、機器本体に、極性の別の表示がなかった。	別表第82（102）イ（ロ） （第十九条 表示等（一般）） 直流側の端子または口出線にあつては、そのものまたはその近傍に極性の別を表示すること。ただし、接続器を有するものであつて、接続するとき極性の別を誤まるおそれのない構造のものにあつては、この限りでない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
(2) 特定電気用品以外の電気用品		
電気毛布	1. 表示及び取扱説明書において、可とう部(電気毛布)に次の趣旨の表示がない。 ー折り畳んで用いないこと又は図101に示されている記号 ーしわ(皺)にして用いてはならないこと又は図101に示されている記号 ーピンを刺さないこと又は図102に示されている記号 ーぬ(濡)れている場合には用いてはならない	J60335-2-17(H20)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には次の表示をしなければならない。 可とう部及び着脱式カバーには、次の趣旨を表示しなければならない。 ー折り畳んで用いないこと又は図101に示されている記号 ーしわ(皺)にして用いてはならないこと又は図101に示されている記号 ーピンを刺さないこと又は図102に示されている記号 ーぬ(濡)れている場合には用いてはならない
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に記載されている「お読みになられた後も大切に保管してください。」という文章の文字の高さが3.8mmであった。	J60335-2-17(H20)7.14 (第十九条 表示等(一般)) この規格で要求する表示は、容易に判別でき、かつ、耐久性があるものでなければならない。 “重要な説明書 将来の使用に備えて保管してください。”という文章は、文字の高さが6mm以上でなければならない。
	3. 妨害波試験(端子電圧)において、電源電圧100V、電源周波数50/60Hzのとき、次のとおりであった。 イ. 周波数が0.15~0.50MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が89.2/87.8dB(測定周波数0.15/0.15MHz)であった。 ロ. 周波数が0.50~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が74.4/74.8dB(測定周波数0.50/0.50MHz)であった。	J5014-1(H27)4.1.1 (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧は、周波数が0.15~0.50MHzの範囲で、準尖頭値にあっては66~56dB、平均値にあっては59~46dB、周波数が0.50~5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては56dB、平均値にあっては46dB、及び、周波数が5~30MHzの範囲で、準尖頭値にあっては60dB、平均値にあっては50dB以下であること。
電気ストーブ①	1. 表示及び取扱説明書において、機器本体に、JIS S 0101の一般注意の図記号の表示があったが、高さが2.5mmであった。	J60335-2-30(H29)7.1 (第十九条 表示等(一般)) シースがないコードを用いる可搬形床上専用機器には、次の内容を表示しなければならない。 ー高さ10mm以上のJIS S 0101の一般注意の図記号
電気ストーブ②	1. 表示及び取扱説明書において、機器本体に、次の趣旨を含む表示がなかった。 ー可燃物の近くで使わない。可視赤熱放射ヒータは、使用初期段階においては揮発性有機化合物及びカルボニル化合物が最も放散するおそれがあるため、その際には十分に換気を行う旨を表示しなければならない。	J60335-2-30(H29)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 可視赤熱放射ヒータは、次の趣旨を表示しなければならない。 警告：可燃物の近くで使わない。 可視赤熱放射ヒータは、使用初期段階において揮発性有機化合物及びカルボニル化合物が最も放散するおそれがあるため、その際には十分に換気を行う旨を表示しなければならない。
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、次の趣旨を含む表示がなかった。 ーヒータが覆われた場合、又は間違って設置された場合には、火災の危険があるため、ヒータのスイッチを自動的に入れるプログラマ、タイマ、別のリモートコントロールシステム、又はその他の装置でこのヒータを用いてはならない。	J60335-2-30(H29)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 高所取付用ヒータ以外の可視赤熱放射ヒータの取扱説明書には、次の内容を記載しなければならない。 ヒータが覆われた場合、又は間違って設置された場合には、火災の危険があるため、ヒータのスイッチを自動的に入れるプログラマ、タイマ、別のリモートコントロールシステム、又はその他の装置でこのヒータを用いてはならない。
電気こんろ	1. 構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって10Nの力を加えたとき、及び器体の内側に向かって5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線の接続部に張力が加わった。	別表第81(2)ラ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付けられた状態で外部に露出しないものを除く。以下ラにおいて同じ。)は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにおいては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにおいては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。
電気ホットプレート①	1. 温度上昇において、11項に規定する条件にて試験を実施した際、測定温度上昇値が次のとおりであるにもかかわらず、その使用温度の上限値を超えていた。なお、当該材料が不明のため、内部配線は50Kで評価した。 ・本体プレート表面に常時接触している内部配線(試験条件：定格入力×1.15)：189.7K(周囲温度23.0℃) ただし、絶縁物の使用温度の上限値が212.7℃以上のものにおいては、この限りでない。	J60335-1(H20)11.8 (第九条 火災の危険源からの保護) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 (表3の抜粋) ・内部配線(j)：50K 内部配線及び電源コードを含む外部配線のゴム絶縁又は塩化ビニル絶縁 注 j) この限度値は当該するIEC規格に適合するコード及び配線に適用する。その他の場合、別表第41(1)ロに適合するものは、温度上昇値を満たすものとみなす。 ー別表第41(1)ロ(ハ)(抜粋)ー 別表第十一第1章の表に掲げる絶縁物であって、その使用温度の限度値に補正値を加えた値の状態で使用される場合。 電気ホットプレート：電気用品の階級3 使用温度の補正値：16℃ 使用温度の上限値：50℃(材料不明) 基準周囲温度：30℃

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気ホットプレート②	1. 異常運転において、19.4項の条件(自動温度制御装置を短絡した状態)で運転した際、温度ヒューズ(定格動作温度:240℃)は動作したが、外郭が変形し、各部の温度が室温と同じ温度になるまで自然冷却したとき、変形箇所から試験指が侵入し、充電部である自動温度制御装置端子に触れた。	J60335-1(H27)19.13 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 試験後は各部の温度がほぼ室温と同じ温度になるまで機器を自然冷却したとき、機器が箇条8への適合を損なってはならず、更に、機器が依然運転可能な場合は、20.0に適合しなければならない。
電気湯せん器	1. 構造試験において、電源プラグから引き出しているアース線及び器体内部の電源電線(VCTF)の緑心の1のアース線(緑色)に、アース用である旨の表示がなかった。	別表第81(2)ツ(ニ)a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。
	2. 構造試験において、器体内部のアース用端子の近傍にアース用である旨の表示がなかった。	別表第81(2)ツ(ニ)b (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子には、そのもの(容易に取り外せる端子ねじを除く。)又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは別表第41(2)ネ(ロ)aからdによる。ただし、器体の内部にある端子であって、アース線を取り換えることができないものにあっては、この限りでない。
	3. 消費電力の許容差において、表示の定格消費電力475Wに対して、測定値が340.8W(偏差:-28.3%)であった。(定格消費電力400Wに対しても、偏差:-14.8%となり、許容差に入らなかった。)	別表第81(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超え1000W以下のものの許容差は±10%以内であること。
電気髪ごて①	1. 表示及び取扱説明書において、機器に、ISO 7010の記号P026(2011-05)、又は「警告:水の近くで機器を使用してはならない。」の旨の表示がない。	J60335-2-23(H29)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 可搬形ヘアドライヤ、カールごて及びこれに類する機器には、ISO 7010の記号P026(2011-05)、又は次の趣旨を表示しなければならない。 “警告:水の近くで機器を使用してはならない。”
	2. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、電源電線の屈曲試験(角度180°、速さ6回/分、屈曲回数1000回、おもり5N)を行ったとき、屈曲回数が約6500回で、素線の断線率がL1及びL2共に100%となった。	J60335-2-23(H29)25.14 (第四条 供用期間中における安全機能の維持) スイベル接続がない手持形機器は、さらに図8の試験器に類似した試験装置に取り付け、電源コードを垂直につるし、5Nの荷重をかけて試験する。試験器の振動部分を角度180°動かして、元の位置へ戻す。屈曲回数は1000回、屈曲速度は毎分6回とする。 (中略) 試験を行った結果、次の状態が生じてはならない。 ー 各導体(芯線)ごとに10%を超える素線の断線
電気髪ごて②	1. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、クラスⅡ機器であるにもかかわらず電源電線にシースのない電線(HVFF)を使用している。	J60335-1(H27)25.7 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) クラスⅢ機器以外の機器の電源コードは、次のタイプの一つでなければならない。 (中略) ー電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(20130605商局第3号)の別表第一に適合したコード。 ただし、シースがない平形コードをクラス0機器以外の機器又は床上専用のクラス0機器に用いてはならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気髪ごて③	1. 構造試験において、印刷基板上の極性が異なる充電部相互間（220V）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、次のとおりであった。 イ. 極性が異なる充電部相互間：1.5mm（その他の箇所） ロ. LEDランプ用抵抗間の印刷配線間：1.5mm（その他の箇所） ハ. スライドスイッチの接点間となる印刷配線間（開路した際、異極となる部分）：1.0/0.9mm（じんあいが入るおそれのない箇所/その他の箇所）	別表第81（2）ト （第八条 絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、以下のとおり。 じんあいが入るおそれのない箇所：2mm以上（150Vを超え300V以下のもの） その他の箇所：3mm以上（150Vを超え300V以下のもの）
	2. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間（220V）となるヒーター電極間の空間距離（沿面距離を含む）が、2.4mm（その他の箇所）であった。	別表第81（2）ト （第八条 絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、以下のとおり。 その他の箇所：3mm以上（150Vを超え300V以下のもの）
	3. 構造試験において、下記の箇所が、150Vを超える機器であるにもかかわらず、アース機構がなく、かつ、当該金属部が二重絶縁又は強化絶縁により充電部から分離されていなかった。 イ. 人が容易に触れる金属部（こて面）に触れる内部配線被覆の厚みが0.3mmであった。（基礎絶縁のみで、付加絶縁がなかった。） ロ. ヒーター絶縁フィルムの厚みが0.04mmであり、2層で構成されていた。（強化絶縁を満たしていなかった。）	別表第81（2）ソ（イ） （第七条第1項第一号 感電に対する保護） 定格電圧が150Vを超えるものにあつては、アース線（アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む）またはアース用端子により接地できる構造（アース機構という）であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。 （イ）二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されている非充電金属部 （別表第81（7）イ（ロ）a（c）：付加絶縁であつて、外傷を受けるおそれのない部分に用いる絶縁物の厚さは、0.4mm以上 （別表第81（7）イ（ハ）a（b）：強化絶縁であつて、外傷を受けるおそれのない部分に用いる絶縁物の厚さは、0.8mm以上
	4. 部品及び附属品において、電源電線に、断面積が0.5mm ² のビニルコードを使用していた。	別表第81（3）ロ （第八条 絶縁性能の保持） （イ）電源電線は、この表に特別に規定するものを除き、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであつて、かつ、次のいずれかに適合すること。 a コード又はキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75mm ² 以上のものであること。
	5. 部品及び附属品において、通常の使用状態（平常温度上昇試験）で、温度が100℃を超えるコテ部の表面に接触するにもかかわらず、ビニル被覆の電源電線を使用していた。	別表第81（3）ロ （第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用） 電源電線等は、別表第六1（3）ロに規定する技術上の基準に適合すること。 （別表第六1（3）ロ（ニ）） 温度が100℃を超える部分に触れるおそれのある電源電線等は、ビニルコード、ビニルキャブタイヤコード及びビニルキャブタイヤケーブル以外のものであること。
	6. 部品及び附属品試験において、差込みプラグの刃先にポッチ孔がなかった。	別表第81（3）ヌ （第二条 安全原則） 接続器にあつては、別表第四1（1）並びに（2）イ、ホ、ヘ、チ、ス、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6（1）イ、ハ、ニ及びホ並びに6（3）ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルに規定する技術上の基準に適合すること。 別表第四6（1）ニ（ホ） （解釈） 表1の図1 ・ポッチ孔：φ3mm +0.3mm/−0.2mm
	7. 表示において、機器本体に、定格銘板がなく附表第六で要求される表示すべき事項が表示されていなかった。	別表第81（12） （第十九条 表示等（一般）） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 （附表第六） 表示すべき事項 1 相 2 定格電圧 3 定格消費電力 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
	8. 構造試験において、電源電線を180°の角度に毎分6回の速度で4,000回折り曲げたとき、断線率が64/27%（L1/L2）であった。	別表第82（16）イ（ロ） （第四条 供用期間中における安全機能の維持） 手持ち型の電気髪ごてにあつては、電源電線は、別表第81（2）サの図に示すものと類似の折り曲げ試験装置に電源電線の曲げが最も発生しそうな方向に対応するように機器を取り付けて500gの荷重をかける。次に180°の角度で動かして、元の位置へ戻す操作を1回として、その操作を毎分6回の速さで4,000回行ったとき、電源電線が短絡せず、かつ、素線の断線率が10%以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の理容用電熱器具	1. 構造試験において、印刷基板上の極性が異なる充電部相互間（220V）の空間距離（沿面距離を含む）が、次のとおりであった。 イ. 極性が異なる充電部相互間：2.4mm（その他の箇所） ロ. ダイオードブリッジ周辺の充電部相互間（交流回路—整流後等の回路間）：1.4/0.8mm（じんあいが入るおそれのない箇所/その他の箇所）	別表第81（2）ト （第八条 絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、以下のとおり。 じんあいが入るおそれのない箇所：2mm以上 その他の箇所：3mm以上
	2. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間（220V）となるダイオードブリッジの端子間の空間距離が、1.8mm（その他の箇所）であった。	別表第81（2）ト （第八条 絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、以下のとおり。 その他の箇所：3mm以上（150Vを超え300V以下のもの）
	3. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間（220V）となるヒーター電極間の空間距離（沿面距離を含む）が、2.4mm（その他の箇所）であった。	別表第81（2）ト （第八条 絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、以下のとおり。 その他の箇所：3mm以上（150Vを超え300V以下のもの）
	4. 表示において、定格電圧が125Vを超えるにもかかわらず、相の表示がなかった。	別表第81（12） （第十九条 表示等（一般）） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 （附表第六）表示すべき事項 1 相（定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る） 2～9（省略） 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で、表示すること。
	5. 雑音の強さ試験において、連続性雑音端子が、周波数5.265kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が、60.9/60.3dB（測定周波数0.615MHz/0.615MHz・電源電圧220V・電源周波数50/60Hz）であった。	別表第十章第2.2（1） （第十八条 雑音の強さ） 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあっては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあっては60dB以下であること。
その他の工作用又は工芸用電熱器具	1. 表示及び取扱説明書において、電源が単相2線式のものであって、定格周波数表示がないものであるにもかかわらず、機器本体に、「電源の種類記号」が表示されていなかった。	J60335-1（H27）7.1 （第十九条 表示等（一般）） 機器には、次の表示を行わなければならない。 —電源の種類記号。ただし、電源が単相2線式のものであって、定格周波数表示がある場合は、この表示を省略できる。 電源の種類記号：～[IEC 60417-5032（2002-10）]
電気湯沸器	1. 妨害波試験（端子電圧）において、電源電圧110V、電源周波数50/60Hz、設定温度50℃のとき、周波数が0.15～0.50MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が73.2/73.5dB（測定周波数0.15/0.15MHz）であった。	J5014-1（H27）4.1.1 （第十八条 雑音の強さ） 端子電圧は、周波数が0.15～0.5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては66～56dB以下、平均値にあっては59～46dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気接着器①	1. 表示及び取扱説明書において、定格電圧が150Vを超える機器であるが、機器に、クラスⅡ機器の記号が表示されていなかった。	J60335-1(H27)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には次の表示を行わなければならない。 ークラスⅡ機器の場合にはIEC60417の記号5172
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書には、次の趣旨の記載がなかった。 ー この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない。 ー この機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。	J60335-1(H27)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書に次の趣旨を記載しなければならない。 a) 機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない b) 機器で子供が遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい
	3. 入力及び電流において、定格入力90Wに対して、測定値が73.3/73.4W(電源電圧100V、電源周波数50/60Hz、偏差: -18.6/-18.4%)であった。	J60335-1(H27)10.1 (第二条第1項 安全原則) 機器に定格入力が表示されている場合、通常動作温度における入力は、定格入力から、表1に規定する許容値を超える差(90W/±10%)があってはならない。
	4. 運転時の漏洩電流及び耐電性において、充電部と可触部分である熱線シール部の表面との間に試験電圧を加えたところ、1000Vで絶縁破壊が生じた。	J60335-1(H27)13.3 (第八条 絶縁性能の保持) (省略) 試験電圧(表4:3000V)は、充電部と可触部分との間、ただし、非金属部分の場合は金属はくで覆った箇所に加える。 (省略) 試験中、絶縁破壊が生じてはならない。
	5. 空間距離及び沿面距離において、強化絶縁となるヒーター端子(金具)と可触箇所との間の沿面距離の最小値が、0.5mmであった。	J60335-1(H27)29.1.3 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 強化絶縁の沿面距離は、表17の基礎絶縁に対する規定値(2.5mm:動作電圧240V、汚損度2、材料グループⅢa)の2倍(5.0mm)以上でなければならない。
	6. 耐熱性及び耐火性において、充電部(ヒーター端子)を保持している熱可塑性樹脂製の外郭に、ボールプレッシャー試験(125℃)を行ったとき、へこんだ穴の直径が4.2mmであった。	J60335-1(H27)30.1 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 接続部を含む充電部を保持する絶縁物は、その劣化によって、機器がこの規格に適合しなくなるおそれがないように、十分な耐熱性をもっていなければならない。 ボールプレッシャー試験をすることによって適否を判定する。 最高温度上昇値に40℃±2℃を加えた温度(充電部の保持部については少なくとも125℃±2℃)で試験を行い、へこんだ穴の直径は、2mm以下でなければならない。
	7. 妨害波試験(端子電圧)において、次のとおりであった。 イ. 電源電圧100V、電源周波数50/60Hzのとき、周波数が0.15~0.50MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が74.6/74.4dB(測定周波数0.15/0.15MHz)、平均値の最大値が61.6/61.3dB(測定周波数0.15/0.15MHz)であった。 ロ. 電源電圧240V、電源周波数50/60Hzのとき、周波数が0.15~0.50MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が72.6/72.4dB(測定周波数0.15/0.15MHz)であった。	J55014-1(H27)4.1.1 (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧は、周波数が0.15~0.50MHzの範囲で、準尖頭値にあつては66~56dB、平均値にあつては59~46dB、周波数が0.50~5MHzの範囲で、準尖頭値にあつては56dB、平均値にあつては46dB、及び、周波数が5~30MHzの範囲で、準尖頭値にあつては60dB、平均値にあつては50dB以下であること。
電気接着器②	1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書には、次の趣旨を記載がなかった。 ー この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない。 ー この機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。	J60335-1(H27)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書に次の趣旨を記載しなければならない。 a) 機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない b) 機器で子供が遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい
電気冷蔵庫	1. 表示及び取扱説明書において、圧縮式機器であるにもかかわらず、本体に、定格電流(A)の表示がなかった。	J60335-2-24(H29)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 ー 定格入力(W)又は定格電流(A)。ただし、アイスクリーム機器以外の圧縮式機器は、定格電流(A)だけで表示する。
電気冷凍庫①	1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、「機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない」旨の記載がなかった。	J60335-1(H27)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 ー この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない。
	2. 表示及び取扱説明書において、可燃性断熱発泡ガスの表示(冷媒名称:シクロペンタン)に用いる文字高さは2.5mmであり、ラベルにノンフロン(文字が表示されてるがラベルの下地色が白色であった)。	J60335-2-24(H29)7.14 (第十九条 表示等(一般)) 可燃性断熱発泡ガスの表示(主成分の化学名、冷媒番号又は冷媒名称)に用いる文字高さは、40mm以上でなければならない。ただし、「ノンフロン」の文字をラベルに表示し、ラベルの下地色を薄緑色又は同等色とした場合は除く。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気冷凍庫②	1. 構造試験において、アース用口出し線を器体の外側に向かって15Nの張力を加えたとき、及び、器体の内側に向かって5cmの箇所を保持して押し込んだとき、アース用口出し線と内部端子との接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ツ(イ) (第八条 絶縁性能の保持) アース機構を有するものにあつては、外郭の見やすい箇所(固定して使用するものであつて、アース用の配線が外部に露出しない構造のものにあつては、器体の内部)にアース用端子又はアース線を設けてあること。 (解説30.) 器体の内部のアース用口出し線の接続部には、張力が加わらないこととは、別表第八1(2)ヲの電源電線等に規定する事項を参照する。 〔別表第八1(2)ヲ〕 電源電線等は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(略:最小30N)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。
ジュースミキサー	1. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、クラスⅡ機器であるのにもかかわらず、電源コードにシースがない平形コード(HVFF)を使用していた。	J60335-1(H27)25.7 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) クラスⅢ機器以外の機器の電源コードは、次のタイプの一つでなければならない。 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(2013605商局第3号)の別表第一に適合したコード。 ただし、シースがない平形コードをクラスⅠ機器以外の機器又は床上専用のクラスⅠ機器に用いてはならない。
電気食器洗機①	1. 構造試験において、電気食器洗機に求められるアース機構の構造とはなっていないかった。(多心コードの1線を電源プラグから引き出すアース構造となっていたが、当該構造は電気食器洗機では認められない。)	別表第八2(60)イ(ト) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあつては、この限りでない。 (参考:アース線について) 別表第八1(2)ソ 定格電圧が150Vを超えるものにあつては、アース線(アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表において同じ。)又はアース用端子により接地できる構造(以下アース機構という。)であること。 (解釈) 2. 「アース線」には、水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器にあつては、多心のコード又はキャプタイヤケーブルの1線を電源プラグから10cm以上引き出してあるもののその電線を含む(手持ち形電動工具にあつては、その電線の先端にクリップを取付けてあること)
	2. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部又は銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	3. 表示において、機器本体に、表示すべき事項である「電動機又は電磁振動器の定格消費電力」及び「電熱装置の定格消費電力」の事項が表示されていなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1～2(省略) 3 電動機又は電磁振動器の定格消費電力 4(省略) 5 電熱装置を有するものにあつては、電熱装置の定格消費電力 6～8(省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気食器洗機②	1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、次のとおりであった。 イ. 電磁リレー(K7)の接点間となる半田間(開路した際、異極となる部分): 2. 1mm(その他の箇所) ロ. CN9のAC間となる半田間: 1. 9mm(その他の箇所) ハ. CN10のAC間となる半田間: 2. 0mm(その他の箇所)	別表第八1(2)ト (第8条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2. 5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、電気食器洗機に求められるアース機構の構造とはなっていないかった。(多心コードの1線を電源プラグから引き出すアース構造となっていたが、当該構造は電気食器洗機では認められない。)	別表第八2(60)イ(ト) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあっては、この限りでない。 (参考: アース線について) 別表第八1(2)ソ 定格電圧が150Vを超えるものにあっては、アース線(アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表において同じ。)又はアース用端子により接地できる構造(以下アース機構という。)であること。 (解釈) 2. 「アース線」には、水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器にあっては、多心のコード又はキャプタイヤケーブルの1線を電源プラグから10cm以上引き出してあるもののその電線を含む(手持ち形電動工具にあっては、その電線の先端にクリップを取付けてあること)
	3. 構造試験において、電源プラグから引き出されているアース用口出し線(緑色)及び器体内部のアース線にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八1(2)ツ(ニ)a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。
	4. 構造試験において、交換が可能であるヒューズの定格値が次のとおりであった。 イ. 電流ヒューズが10Aであるにもかかわらず、取付け部にある定格電流の表示が11Aであった。 ロ. 温度ヒューズが157℃であるにもかかわらず、定格銘板にある定格動作温度の表示が180℃であった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りでない。
	5. 表示において、機器本体に、表示すべき事項である「電動機又は電磁振動器の定格消費電力」及び「電熱装置の定格消費電力」の事項が表示されていなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1~4(省略) 5 電熱装置を有するものにあっては、電熱装置の定格消費電力 6~8(省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
文書細断機	1. 文書投入口に対して、くさび形プローブを45Nの力で押し込んだ際、くさび形プローブが細断機構に接触した。	J60950-1(H29)4. 4. 2、附属書JA. 4 (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 4. 4. 2 家庭用及び家庭・オフィス兼用の文書・メディアシュレッダは、附属書JAにも適合しなければならない。 附属書JA. 4 次の追加要求事項に適合しなければならない。 一 文書投入口に対して、くさび形プローブ(図JA. 2参照)を押し込む。開口部のあらゆる方向に、ストレートカット方式のシュレッダの場合は45N、クロスカット方式のシュレッダの場合は90Nの力をプローブに加える。この場合、プローブの質量が影響しないようにする。プローブを当てる前に、工具を用いずに取り外せる部分を取り外さなければならない。プローブは、細断ローラ又は細断機構を含む危険な可動部に触れてはならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
ラミネーター①	1. 1次内部配線が二重固定構造になっていないため、外れるおそれがあった。なお、外れた際に、10Nの力を加えると絶縁距離(強化絶縁)が不足した。	J62368-1(2020)4.6.1 (第七条 感電に対する保護) 導体が移動することによって、例えば、空間距離又は沿面距離が5.4.2及び5.4.3で規定する値未満になるなど、セーフガードが無効にならないようにしなければならない。 (参考) 空間距離(強化絶縁):2.54mm 沿面距離(強化絶縁):2.8mm
	2. 表示において、機器に、供給電圧の種類を示す表示(～)が定格電圧表示の直後になかった。	J62368-1(2020)F.3.3.3 (第十九条 表示等(一般)) 供給電圧の種類、直流、交流又は三相交流は、機器上に表示し、機器の定格電圧表示の直後になければならない。交流又は直流の識別に記号を用いる場合、交流の場合、IEC60417-5032(2002-10)の記号～、及び直流の場合、IEC60417-5031(2002-10)の記号を用いなければならない。
	3. 表示において、機器に、機能接地接続を備えていないクラスⅡ機器の記号を示す表示がなかった。	J62368-1(2020)F.3.6.2.1 (第十九条 表示等(一般)) 機能接地接続を備えていないクラスⅡ機器は、IEC60417-5172(2003-02)の記号・を表示しなければならない。
	4. 表示において、取扱説明書に、「プラグ接続形機器のために、壁コンセントが容易にアクセス可能でなければならない」旨の記載がなかった。	J62368-1(2020)L.7 (第十九条 表示等(一般)) 遮断デバイスとして電源コードのプラグを用いる場合は、設置指示書に、プラグ接続形機器のために、壁コンセントが容易にアクセス可能でなければならない旨を記載しなければならない。一般人によって設置することを意図したプラグ接続形機器の場合、この設置指示書は一般人が利用可能でなければならない。
ラミネーター②	1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、次のとおりであった。 イ. 極性が異なる充電部相互間:0.4mm(その他の箇所) ロ. スライドスイッチの接点間となる印刷配線間(開路した際、異極となる部分):0.7mm(その他の箇所) ハ. スライドスイッチの非充電金属部を介した極性の異なる充電部相互間:1.2mm(その他の箇所)	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、使用温度の上限値が68℃(使用温度上限60℃に季節階級2の緩和温度8℃を加味した値)である内部配線に2Nの力を加えたとき、通常の使用状態で82.6℃(周囲温度26.3℃)となるモーター外郭に接触した。	別表第八1(2)ヌ(イ) (第八条 絶縁性能の保持) 2Nの力を電線に加えた場合に高温部に接触するおそれのあるものにあつては、接触したときに異状が生ずるおそれのないこと。
	3. 構造試験において、内部配線(100V)に2Nの力を加えているとき、可動部であるギアに触れ、被覆を損傷し危険が生ずるおそれがある構造であった。	別表第八1(2)ヌ(ロ) (第八条 絶縁性能の保持) 2Nの力を電線に加えたときに可動部に接触するおそれがないこと。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあっては、この限りでない。
電気歯ブラシ	1. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、クラスⅡ機器であるにもかかわらず、電源コードにシースがない平形コード(VFF)が使用されていた。	J60335-1(H20)25.7 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電源コードは、次のものよりグレードの低いものであってはならない。 一電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)の別表第一に適合したコード。ただし、シースがない平形コードを床上専用の機器及びクラスⅠ機器以外の機器に使用してはならない。
	2. 耐熱性試験において、充電部(充電台側のコイル)を保持している熱可塑性樹脂製の構造材に、ボールプレッシャー試験(125℃)を行ったとき、へこんだ穴の直径が4.3mmであった。	J60335-1(H20)30.1 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 接続部を含む充電部を保持する絶縁物は、十分な耐熱性を有していなければならない。 ボールプレッシャー試験をすることによって適否を判定する。 最高温度上昇値に40℃±2℃を加えた温度(充電部の保持部については少なくとも125℃±2℃)で試験を行い、へこんだ穴の直径は、2mm以下でなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
サーキュレーター	1. 表示及び取扱説明書において、「子供の手の届かないところに保管する」と保管に関する警告の記載があったが、取扱説明書には、次の趣旨を記載がなかった。 ー この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない。 ー この機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。	J 6 0 3 3 5-1 (H 2 7) 7. 1 2 (第十九条 表示等 (一般)) 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 ー この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない。 ー この機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。
	2. 機械的強度において、器体外郭（リモコン受光部）に「0. 5 J」の衝撃を加えたとき、外郭が破損し内部の充電部が露出した。規格上3回衝撃を加えるが1回目で割れ、J I S C 0 9 2 2 の検査ブロープ13が力を加えることなく内部の充電部に触れる状態であった。	J 6 0 3 3 5-1 (H 2 7) 2 1. 1 (第十一条第2項 機械的危険源による危害の防止) 機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければならない。 適否は、J I S C 6 0 0 6 8-2-7 5 の5. に従って機器に衝撃を加えて判定を行う。 機器を堅固に支え、外郭の弱そうな箇所全てに3回ずつ0. 5 J の衝撃を加える。 試験後、機器は、この規格に適合しなくなるような損傷があってはならない。
電気冷房機①	1. 構造試験において、凝縮器冷却用電動機内部基板の以下に示す極性が異なる充電部相互間(その他の箇所)の空間距離(沿面距離を含む)が不足していた。 イ. ダイオードブリッジ1次側端子相互間: 1. 7 mm ロ. 1次側(100V)充電部と整流直後電極パターン間: 2. 1 mm	別表第81(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2. 5 mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 雑音の強さ試験において、連続性雑音端子電圧が、周波数526. 5 kHz以上5 MHz以下の範囲で最大値が、85. 0/84. 7 dB(測定周波数576 kHz/576 kHz・電源周波数50/60 Hz)であった。	別表第十第五章2. 2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526. 5 kHz以上5 MHz以下の範囲にあつては56 dB以下、5 MHzを超え30 MHz以下の範囲にあつては60 dB以下であること。
電気冷房機②	1. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、差込みプラグから引き出しているアース線が、緑色のみで配色された被覆であった。	J 6 0 3 3 5-1 (H 2 0) 2 5. 1 0 (第八条 絶縁性能の保持) クラス0 I 機器で接地線を附属する場合、接地端子に接続する電線は、緑と黄色で配色した被覆をもっていなければならない。
電気温風機	1. 表示及び取扱説明書において、機器本体に、J I S S 0 1 0 1 の一般注意の図記号の表示があったが、高さが3. 0 mmであった。	J 6 0 3 3 5-2-3 0 (H 2 9) 7. 1 (第19条 表示等 (一般)) シースのないコードを使用する可搬形床上専用機器には、次の内容を表示 ー高さ10 mm以上のJ I S S 0 1 0 1 の一般注意の図記号
電気加湿機	1. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部又は銘板のいずれにも定格電流(2 A)の表示がなかった。	別表第81(2)マ (第十九条 表示等 (一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
空気清浄機①	1. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部又は銘板のいずれにも定格電流(1 A)の表示がなかった。	別表第81(2)マ (第十九条 表示等 (一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	2. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力30 Wに対して、電源電圧が110 Vのときに測定した測定値が20. 5/21. 9 W(電源周波数50/60 Hz、偏差: -31. 6/+27. 0%)であった。	別表第81(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が10 Wを超え30 W以下のものの許容差は±25%以内であること。
空気清浄機②	1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書には、次の趣旨を記載がなかった。 ー この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない。 ー この機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。	J 6 0 3 3 5-1 (H 2 7) 7. 1 2 (第十九条 表示等 (一般)) 機器を安全に用いることができるように、機器には取扱説明書を備えなければならない。 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 ー この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない。 ー この機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気洗濯機①	1. 表示において、機器に水の浸入に対する保護等級に応じたIPコードの表記が記載されていなかった。	J60335-1(H27)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 (抜粋) 一水の浸入に対する保護等級に応じたIPコード。 J60335-2-7(H30)6.2 機器は、IPX4以上でなければならない。
電気洗濯機②	1. 構造試験において、充電部である脱水用電動機巻線がアースするおそれのある非充電金属部である電動機鉄心に接触しており、空間距離が0mm(その他の箇所)であった。	別表第八1(2)ト (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.0mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、アース用端子の近傍に、アース用である旨の表示が施されていなかった。	別表第八1(2)ツ(二)b (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子には、そのもの(容易に取り外せる端子ねじを除く。)又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、器体の内部にある端子であって、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。
	3. 構造試験において、アース線を取り外したとき、アース用端子ネジが脱落し、アース線を取り付けることができなくなった。(ナットとナットとの間に、アース線が接続されていなかった。)	別表第八1(2)ツ(ホ)a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子は、次に適合すること。アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。確実に取り付けることができるとは、別表第四1(2)ナ(イ)a及びbによる。 別表第四1(2)ナ(イ) アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。この場合において、次の接続方法によるものは、「確実に取り付けることができる」とみなす。 a. アース用端子にアース線等を取り付けたとき、その機械ねじのかん合する有効ねじ山が2山以上のもの b. 通常の使用状態で外部に露出しない速結端子(スプリング式ねじなし端子)(附表第一3に適合するものに限る。)
	4. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流(10A)の表示がなかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	5. 部品及び附属品において、アース線に公称断面積が1.0mm ² の単心コードを使用していた。	別表第八1(3)ハ(ロ) (第八条 絶縁性能の保持) アース線は、断面積が1.25mm ² 以上の単心コードまたは単心ケーブルであること。
	6. 構造試験において、洗濯用電動機の最下面が床面から測定した結果、1.3cmであった。	別表第八2(48)イ(イ) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 充電部に水がかからず、かつ、卓上型以外のものにあつては充電部(電源電線と器体との接続部を含む。)及び電動機の最下面が床面から5cm以上離れていること。
	7. 消費電力の許容差において、洗濯時の定格消費電力180Wに対して、測定値は272.7/279.8W(電源周波数50/60Hz、151.5/155.4%)となり、基準値の定格消費電力の115%を超えていた。	別表第八2(48)ホ (第二条第1項 安全原則) ハ(平常温度上昇)の表に掲げる負荷を負荷した状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加えて連続して運転し、消費電力がほぼ一定となつた時(電気脱水機にあつては、始動後2分を経過した時)に測定した消費電力は、定格消費電力の115%以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気洗濯機③	1. 表示及び取扱説明書において、機器本体に、水の浸入に対する保護等級に応じたIPコードの表記が記載されていなかった。	J 6 0 3 3 5-1 (H 2 7) 7. 1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 (抜粋) 一 水の浸入に対する保護等級に応じたIPコード。 J 6 0 3 3 5-2-7 (H 3 0) 6. 2 機器は、IP X 4 以上でなければならない。
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、次の表示が記載されていなかった。 一 機器で子供が遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。 一 経年劣化に係る注意喚起のための説明 一 この機器は、家庭用及び類似の用途の場合に用いることを意図している旨	J 6 0 3 3 5-1 (H 2 7) 7. 1 2 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 一 この機器で子供が遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。 J 6 0 3 3 5-2-7 (H 3 0) 7. 1 2 産業用のもの及び乾燥装置をもつものを除き、電気洗濯機の取扱説明書は、標準的な使用条件等の設計上の標準使用期間の算出根拠を記載することが望ましい。また、標準的な使用条件を超えて使用した場合に、標準使用期間よりも短い期間で経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨、を記載する。 J 6 0 3 3 5-2-7 (H 3 0) 7. 1 2 この機器は、家庭用及びそのような類似の用途の場合に用いることを意図している。 一 店舗、事務所及び他の作業環境内のスタッフ用台所区域 一 農家 一 ホテル、モーテル及び他の住居タイプの環境での顧客が使用するもの 一 朝食付き簡易宿泊施設(ベッド及び朝食付きホテル)タイプの環境 一 共同住宅又はコインランドリ内の共用区域。
	3. 充電部への可触に対する保護において、検査プローブ13を本体底面開口部から挿入したとき、プローブが充電部であるモータの巻線に接触した。	J 6 0 3 3 5-1 (H 2 7) 8. 1. 2 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) J I S C 0 9 2 2 の検査プローブ13を、1N以下の力で、クラス0機器、クラスⅡ機器又はクラスⅡ構造の開口部に当てる。
	4. 機械的強度において、ゴム製半球をフタの中心に落下させたとき、1回目の落下で、蓋に、可動部に接触できるほどの損傷が生じた。	J 6 0 3 3 5-2-7 (H 3 0) 21. 1 0 1. 1 (第十一条 機械的危険源による危害の防止) 硬度が40IRHD～50IRHDで直径が70mmのゴム製半球を質量20kgの円筒に固定し、これを、100mmの高さから蓋の中心に落下させる。 試験は3回行う。試験後、蓋は、可動部に接触するほどの損傷が生じてはならない。
	5. 構造試験において、電源から切り離して1秒経過後に測定した差込プラグのピン相互間の電圧が133Vであった。なお、差し込み刃側から見た回路の総静電容量は0.25μFであった。	J 6 0 3 3 5-1 (H 2 7) 22. 5 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 差込プラグを用いて電源に接続する機器は、通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、定格静電容量が0.1μFを超える充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。 適否は、次の試験によって、判定する。 機器に定格電圧を加える。次に、任意のスイッチを最も厳しい結果となる状態にして、電源ピークの瞬間に機器を電源から遮断する。機器を電源から遮断して1秒経過後、測定値に影響を及ぼさない計器を用いて、差込プラグのピン相互間の電圧を測定する。この電圧は34Vを超えてはならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気刃物研ぎ機	1. 構造試験において、アース用口出し線を器体の外側に向かって100Nの張力を加えたとき、及び、器体の内側に向かって5cmの箇所を保持して押し込んだとき、アース用口出し線と内部端子との接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ツ(イ) (第八条 絶縁性能の保持) アース機構を有するものにあつては、外郭の見やすい箇所(固定して使用するものであつて、アース用の配線が外部に露出しない構造のものにあつては、器体の内部)にアース用端子又はアース線を設けてあること。 (解説30.) 器体の内部のアース用口出し線の接続部には、張力が加わらないこととは、別表第八1(2)ヲの電源電線等に規定する事項を参照する。 〔別表第八1(2)ヲ〕 電源電線等は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(略)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。
	2. 構造試験において、器体外部のアース用口出し線にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八1(2)ツ(ニ) a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース線には、そのもの又はその近傍に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。
	3. 構造試験において、器体内部のアース用端子の近傍に、アース用である旨の表示が施されていなかった。	別表第八1(2)ツ(ニ) b (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子には、そのもの(容易に取り外せる端子ねじを除く。)又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、器体の内部にある端子であつて、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。
	4. 構造試験において、アース用端子ねじをアース線以外のものである電動機取付金具の固定ねじと兼用していた。	別表第八1(2)ツ(ホ) c (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子はアース線以外のものの取り付けに兼用しないこと。
	5. 部品及び附属品において、アース用口出し線に、断面積が0.32mm ² の単心ビニルコードを使用していた。	別表第八1(3)ハ(ロ) (第八条 絶縁性能の保持) アース線は、断面積が1.25mm ² 以上の単心コードまたは単心ケーブルであること。
	6. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力100Wに対して、無負荷運転したときの測定値が133.0/134.0W(電源周波数50/60Hz、偏差: +33.0/-34.0%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が30Wを超100W以下のものの許容差は±20%以下であること。
電気噴霧機	1. 構造試験において、プロテクタ開閉異極間(プロテクタが開路の時、異極となる部分(100V))の空間距離(沿面距離を含む)が2.0mm(その他の箇所)であった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、漏電遮断器のプリント基板上の極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が1.2mm(じんあいが入るおそれのない箇所)であった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1.5mm以上(じんあいが入るおそれのない箇所、100V)であること。
	3. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力1000Wに対して、測定値が676.0/665.0W(電源電圧100V、電源周波数50/60Hz、偏差: -32.4/+33.5%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超え1000W以下のものの許容差は±15%以下であること。
	4. 表示において、機器本体に、表示すべき事項である「定格周波数」の表示がなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第八) 表示すべき事項 1～3 (省略) 4. 定格周波数 5～9 (省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
	5. 雑音の強さ試験において、連続性雑音端子が、周波数526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が、73.7/73.7dB(測定周波数526.5kHz/526.5kHz・電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十第五章2.2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
エル・イー・ディー・ランプ	1. 表示において、ランプの外郭、包装などに「定格ランプ電流」又は「定格入力電流」のいずれかの表示が施されていなかった。	J 6 2 5 6 0 (H 3 0) 5. 2 (第十九条 表示等(一般)) ランプの製造業者等は、包装、取扱説明書などに、5. 1の事項及び次の事項を表示しなければならない。ただし、ランプに表示してもよい。 b) 定格ランプ電流又は定格入力電流
電気スタンド①	1. 表示において、銘板に記載されている次の表示事項の文字及び数字の高さが1. 4 mmであった。 (1) 製造者名 (2) 定格電圧 (3) 型番 (4) 定格周波数 (5) 定格消費電力	J 6 0 5 9 8-2-4 (H 2 9) 4. 5 (第十九条 表示等(一般)) 【引用先】 J 6 0 5 9 8-1 (H 2 9) 3. 2 文字及び数字の高さは、単独の表記、シンボルとの併記又はシンボルの一部としての表記を問わず、2 mm以上でなければならない。
	2. 表示において、機器本体に、交換可能な適合ランプの定格電力、ランプの種類の表示が施されていなかった。	J 6 0 5 9 8-2-4 (H 2 9) 4. 5 (第十九条 表示等(一般)) 【引用先】 J 6 0 5 9 8-1 (H 2 9) 3. 2. 8 照明器具の適合ランプの定格電力又はランプデータシートに示す形式名。ランプ電力だけでは不十分な場合は、ランプの形式名又は種別も表示する。
	3. 表示において、機器本体に、被照射物との最小距離を示すシンボルの表示が施されていなかった。	J 6 0 5 9 8-2-4 (H 2 9) 4. 5 (第十九条 表示等(一般)) 【引用先】 J 6 0 5 9 8-1 (H 2 9) 3. 2. 1 3 適用ランプの種類、反射板の形、取付装置の調節方法、又は設置のための取扱説明書に記載している取付位置によっては被照射物が過熱する可能性がある照明器具は、被照射物との最小距離を示すシンボル。
	4. 表示において、器体外郭の表面又は外箱のいずれにも力率及び入力電流が記載されていなかった。	J 6 0 5 9 8-2-4 (H 2 9) 4. 5 (第十九条 表示等(一般)) 【引用先】 J 6 0 5 9 8-1 (H 2 9) 3. 3. 9 製造事業者は、力率及び入力電流について情報を提供できるようにしておかなければならない。
	5. 構造試験において、機器を調節可能方向にねじった際、可動部分は回り続け、電線が本体に巻き付き360°を超えてねじれる構造であった。	J 6 0 5 9 8-2-4 (H 2 9) 4. 6 (第八条 絶縁性能の保持) 【引用先】 J 6 0 5 9 8-1 (H 2 9) 4. 1 4. 3 継ぎ手、昇降装置、調節式腕木、伸縮自在管などの調節装置及び調節手段は、操作中にコード又はケーブルが圧縮、締付け、破損、及び電線の長手軸に沿って360°を超えるねじれがないような構造でなければならない

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気スタンド②	1. 構造試験において、バリ取りが施されていない貫通孔を通る内部配線(電源電線)の被覆にキズが生じていた。	別表第八1(2)又(ハ) (第八条 絶縁性能の保持) 被覆を有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は2Nの力を電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないようにすること。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この限りでない。
	2. 構造試験において、照明用の電球の近傍又は外郭の見やすい箇所に、適用ランプの種類及び定格値の表示が施されていなかった。	別表第八1(2)ラ(ロ) (第二条第1項 安全原則) 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 (解説37) 照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧(放電ランプを除く。)の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。
	3. 表示において、機器本体に、定格銘板がなく附表第六で要求される表示すべき事項が表示されていなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 定格消費電力 3 適用光源の定格消費電力 4 定格周波数 5 屋外用のものにあつては、その旨 6 屋内用のものにあつては、その旨 7 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
装飾用電灯器具①	1. 表示において、クラスⅡ機器の記号が本体に表示されているにもかかわらず、基礎絶縁相当である電源電線及び器具間電線に触れた。(二重被覆の電線を使用していなかった。)	J60598-2-20(H30)20.6 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 【引用先】 J60598-1(H29)8.2.1 照明器具は、通常の使用状態に取り付けて配線したとき、及び手で照明器具が開けられない場合でも交換形光源又はスタータの交換(交換可能な場合)のために開けたときは、充電部が可触とならない構造でなければならない。クラスⅡ照明器具を除き、基礎絶縁した部分は、偶然的接触に対して適切な保護のない照明器具の外側に使用してはならない。
	2. 屋外での使用を意図した機器にもかかわらず、電源電線及び出力線に平形コード(VFF)を使用していた。	J60598-2-20(H30)20.11.2 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) ライティングチェーンに用いる内部及び外部電線は、表1に規定する仕様と同等若しくはそれ以上のもの又は関連法規に適合するものでなければならない。関連法規に適合する屋外用ライティングチェーンの外部ケーブルの場合、キャプタイヤケーブル又はキャプタイヤコードであつて、導体の断面積が0.75mm ² 以上のものでなければならない。
	3. 取り外し可能な相互接続ケーブルの断面積が0.16mm ² であった。	J60598-2-20(H30)20.11.2 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 導体の公称断面積は、電流を供給するための十分な通電容量及び機械的特性が適切であり、次のa)～d)に規定する値以上でなければならない。 a)～c)は省略。 d)クラスⅡ及びクラスⅢのライティングチェーンの取り外し可能な電源ケーブル及び相互接続用の延長ケーブルの場合は、1mm ²
	4. 屋外での使用を意図した機器にもかかわらず、普通形の差込みプラグを使用していた。	J60598-2-20(H30)20.11.3 (第八条 絶縁性能の保持) 屋外用のライティングチェーンは、防まつ形プラグを用いるか、又は電線接続箱の中で、永久的に固定接続しなければならない。
	5. 妨害波電圧試験(電源端子)において、電源電圧100V、電源周波数50/60Hz、点灯(SLOW FADE)のとき、次のとおりであった。 イ. 測定周波数が150kHz以上0.5MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が77.0/77.3dB(測定周波数160kHz)であった。 ロ. 測定周波数が0.5MHz以上5MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が76.7/76.5dB(測定周波数0.701MHz)であった。	J55015(H29) (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電圧は、周波数が150kHz～0.5MHz範囲で、準尖頭値にあつては66～56dB、平均値にあつては56～46dB、及び、周波数が0.5MHz～5MHz範囲で、準尖頭値にあつては56dB以下、平均値にあつては46dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
装飾用電灯器具②	1. 表示において、器体の表面に次の表示がなかった。 —製造者名又は責任を負う販売業者名 —定格電圧 —製造業者の型番 —定格消費電力	J 6 0 5 9 8-2-4 (H 2 9) 4. 5 (第十九条 表示等(一般)) 【引用先】 J 6 0 5 9 8-1 (H 2 9) 3. 2 照明器具には、次に示す情報を容易に消えない方法で明瞭に表示しなければならない。 3. 2. 1 製造業者名又は責任を負う販売業者名 3. 2. 2 定格電圧 3. 2. 7 製造業者の型番 3. 2. 1 9 D 定格消費電力
	2. 表示において、器体の表面又は取扱説明書のいずれにおいても、「力率」及び「入力電流」の表示がなかった。	J 6 0 5 9 8-2-4 (H 2 9) 4. 5 (第十九条 表示等(一般)) 【引用先】 J 6 0 5 9 8-1 (H 2 9) 3. 3. 9 製造事業者は、力率及び入力電流について情報を提供できるようにしておかなければならない。
	3. 表示において、器体の表面又は取扱説明書のいずれにおいても、屋内使用に関する記載がなかった。	J 6 0 5 9 8-2-4 (H 2 9) 4. 5 (第十九条 表示等(一般)) 【引用先】 J 6 0 5 9 8-1 (H 2 9) 3. 3. 1 0 周囲温度に関することを含め、“屋内使用”に対する適合性
	4. 表示において、取扱説明書に、外部可とうケーブル又はコードの取り替えに関する記載がなかった。	J 6 0 5 9 8-2-4 (H 2 9) 4. 5 (第十九条 表示等(一般)) 【引用先】 J 6 0 5 9 8-1 (H 2 9) 3. 3. 1 7 タイプX、タイプY、又はタイプZ取付方法の照明器具に対し、設置のための取扱説明書
	5. 表示において、取扱説明書に、非交換形光源又は使用者非交換形光源に対する記載がなかった。	J 6 0 5 9 8-2-4 (H 2 9) 4. 5 (第十九条 表示等(一般)) 【引用先】 J 6 0 5 9 8-1 (H 2 9) 3. 3. 2 1 非交換形光源及び使用者非交換形光源をもつ照明器具は、取扱説明書にその主旨の情報を記載しなければならない。
	6. 電源電線の断面積が0. 0 7 mm ² であった。	J 6 0 5 9 8-2-4 (H 2 9) 4. 1 0 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) クラスⅢを除く屋内用移動灯器具で、質量が1 k g未満、定格電流が、2. 5 A以下、及び長さが2 m以下の可とうケーブルを付帯する場合、ケーブルは、銅導体の公称断面積が0. 5 mm ² でなければならない。
	7. 電源との接続及びその他の外部配線において、J I S C 8 2 8 2に適合する差込みプラグを使用していなかった。なお、差込みプラグの刃にポッチ孔がなかった。	J 6 0 5 9 8-2-4 (H 2 9) 5. 2 J 6 0 5 9 8-1 (H 2 9) 5. 2. 1 8 (第二条 安全原則) 全ての移動灯器具、及びコンセント介して電源に接続することを意図している定着灯器具又はその他の照明器具は、J I S C 8 2 8 2規格群又は関連法規に適合するプラグを使用しなければならない。 差込みプラグの寸法 ①刃の立ち上がりからポッチ孔の中心迄の距離： 1 1. 7 ± 0. 4 mm ②ポッチ孔の面取り：φ 3. 5 mm以上
	8. 妨害波電圧試験（電源端子）において、電源電圧1 0 0 V、電源周波数5 0 / 6 0 H zのとき、次のとおりであった。 イ. 測定周波数が1 5 0 k H z以上0. 5 M H z以下の範囲で準尖頭値の最大値が8 4. 9 / 8 4. 1 d B、平均値の最大値が7 4. 8 / 7 3. 8 d B(測定周波数1 8 2 k H z)であった。 ロ. 測定周波数が0. 5 M H z以上5 M H z以下の範囲で準尖頭値の最大値が7 3. 7 / 7 3. 0 d B、平均値の最大値が6 2. 0 / 6 1. 4 d B(測定周波数0. 5 4 6 M H z)であった。	J 5 5 0 1 5 (H 2 9) (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電圧は、周波数が1 5 0 k H z～0. 5 M H z範囲で、準尖頭値にあっては6 6～5 6 d B、平均値にあっては5 6～4 6 d B、及び、周波数が0. 5 M H z～5 M H z範囲で、準尖頭値にあっては5 6 d B以下、平均値にあっては4 6 d B以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
エル・イー・ ディー・電灯器具 ①	1. 構造試験において、送りとなる接続器の充電部に試験指が触れた。	別表第八1(2)ヘ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四1(2)ハの図に示す試験指が触れないこと。この場合において、試験指に加える力は30Nとする。
	2. 構造試験において、プリント基板上(ダイオードブリッジの交流-交流端子間(265V))の空間距離(沿面距離を含む。)の最小値が1.7mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.0mm以上(じんあいが入り難い箇所、265V)であること。
	3. 構造試験において、充電部とアースするおそれのある金属外郭間が適用されるプリント基板上(交流-金属外郭間)の空間距離(沿面距離を含む。)が最小1.5mmであった。	別表第八1(2)ト (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.0mm以上(じんあいが入り難い箇所、265V)であること。
	4. 構造試験において、器具が150Vを超える定格の機器であるにも関わらず、投光カバーの厚みが、0.5mm(付加絶縁)であった。	別表第八1(2)ツ(ハ) (省令第七条第1項第一号 感電に対する保護) 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。 (抜粋) 別表第八1(7)イ(ロ) a (b) ; 付加絶縁の絶縁物は、外傷を受けおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、1mm以上であること。
	5. 絶縁性能において、充電部と器体の表面との間に1500Vの交流電圧を加えようとしたところ、800Vで絶縁破壊が生じた。	別表第八2(86の7の2)ロ (第八条 絶縁性能の保持) 屋外用のものにあつては附表第三1、2及び3の試験を、その他のものにあつては附表第三1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。 (附表第三2(1)) 平常温度上昇試験の直後に絶縁抵抗試験のあと、充電部と器体の表面との間に、定格電圧が150V以下のものにあつては1000V、定格電圧が150Vを超えるものにあつては1500Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。
	6. 雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が83.0/82.0dB(測定周波数591kHz、265V、電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十第五章2.2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
エル・イー・ ディー・電灯器具 ②	1. 構造試験において、送りとなる接続器の充電部に試験指が触れた。	別表第八1(2)へ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四1(2)ハの図に示す試験指が触れないこと。この場合において、試験指に加える力は30Nとする。
	2. 構造試験において、器具に送り用端子があるにもかかわらず、接続することが出来る接続数等の記載がなかった。	別表第八1(2)イ (第二条第1項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。
	3. 構造試験において、プリント基板上(ダイオードブリッジの交流-交流端子間(250V))の空間距離(沿面距離を含む。)の最小値が1.8mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.0mm以上(じんあいが侵入し難い箇所、250V)であること。
	4. 構造試験において、充電部とアースするおそれのある金属外郭間の距離が基準値を下回っていた。 プリント基板上(交流-金属外郭間)の空間距離(沿面距離を含む。)の最小値が1.0mmであった。	別表第八1(2)ト (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.0mm以上(じんあいが侵入し難い箇所、265V)であること。
	5. 構造試験において、器具が150Vを超える定格の機器であるにもかかわらず、投光カバーの厚みが、0.5mm(付加絶縁)であった。	別表第八1(2)ツ(ハ) (省令第七条第1項第一号 感電に対する保護) 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。 (抜粋) 別表第八1(7)イ(ロ) a (b) : 付加絶縁の絶縁物は、外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、1mm以上であること。
	6. 絶縁性能において、充電部と器体の表面との間に1500Vの交流電圧を加えようとしたところ、650Vで絶縁破壊が生じた。	別表第八2(86の7の2)ロ (第八条 絶縁性能の保持) 屋外用のものにあつては附表第三1、2及び3の試験を、その他のものにあつては附表第三1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。 (附表第三2(1)) 平常温度上昇試験の直後に絶縁抵抗試験のあと、充電部と器体の表面との間に、定格電圧が150V以下のものにあつては1000V、定格電圧が150Vを超えるものにあつては1500Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。
	7. 雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が82.7/82.2dB(測定周波数526.5kHz、250V、電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十第五章2.2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
広告灯①	1. 構造試験において、プリント基板上（ダイオードブリッジの交流－直流のパターン間）の空間距離（沿面距離を含む。）の最小値が1. 1mmであった。	別表第八1（2）ト （第八条 絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、1. 5mm以上（じんあいが侵入し難い箇所、100V）であること。
	2. 表示において、機器本体に、表示すべき事項である定格電圧、定格消費電力、定格周波数の表示がなかった。（販売サイト上で「屋外で使用可能」と記載があったため屋外用と判断した。）	別表第八1（12） （第十九条 表示等（一般）） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 （附表第六） 表示すべき事項 1 定格電圧 2 定格消費電力（放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。） 3 適用光源の定格消費電力（使用者が交換できる光源をもつものに限る。） 4 定格周波数（放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。） 5 屋外用のものにあっては、その旨（その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具及びエル・イーディー・電灯器具の場合に限る。） 6 屋内用のものにあっては、その旨（広告灯及びハンドランプの場合に限る。） 7 二重絶縁構造のものにあっては、回の記号 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で、使用場所を表示すること。
	3. 構造試験において、広告灯に求められるアース機構の構造とはなっていなかった。（多心コードの1線を電源プラグから引き出すアース構造となっていたが、当該構造は広告灯では認められない。）	別表第八2（86の8）イ（ロ） （第七条第1項第一号 感電に対する保護） 屋外用のものにあっては、アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあっては、この限りでない。 （参考：アース線について） 別表第八1（2）ソ 定格電圧が150Vを超えるものにあっては、アース線（アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表において同じ。）又はアース用端子により接地できる構造（以下アース機構という。）であること。 （解説29） 2. 「アース線」には、水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器にあっては、多心のコード又はキャブタイヤケーブルの1線を電源プラグから10cm以上引き出してあるもののその電線を含む（手持ち形電動工具にあっては、その電線の先端にクリップを取付けてあること）

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
広告灯②	1. 表示において、機器本体に、次の表示がなかった。 －製造者名 －定格電圧 －型番 －定格周波数 －定格消費電力	J 6 0 5 9 8－1 (H 2 9) 3. 2 (第 1 9 条 表示等 (一般)) 照明器具には、3. 2. 1～3. 2. 2 4 に示す情報を容易に消えない方法で明確に表示しなければならない。 3. 2. 1 製造業者名又は責任を負う販売業者名 3. 2. 2 定格電圧 (V) 3. 2. 7 製造業者の型番 3. 2. 1 9 A 定格周波数 3. 2. 1 9 D 定格消費電力 J 6 0 5 9 8－2－4 (H 2 9) 4. 5 (第 1 9 条 表示等 (一般)) 表示は、J 6 0 5 9 8－1 の第 3 章 (表示) による。
	2. 表示において、取扱説明書に、追加の情報として、屋内使用、タイプ Y の設置のための注意事項及び非交換形光源の表示がなかった。	J 6 0 5 9 8－1 (H 2 9) 3. 3 (第 1 9 条 表示等 (一般)) 3. 2 の表示のほか、適切な設置、使用及び保守に係わる必要事項を、照明器具、準照明器具若しくは器具内用安定器に表示するか、又は照明器具に添付の取扱説明書に記載する。 3. 3. 1 0 屋内使用に対する適合性 3. 3. 1 7 タイプ X、タイプ Y 又はタイプ Z 取付方法の照明器具に対し、設置のための取扱説明書の記載 3. 3. 2 0 A 非交換形光源の表示 J 6 0 5 9 8－2－4 (H 2 9) 4. 5 (第 1 9 条 表示等 (一般)) 表示は、J 6 0 5 9 8－1 の第 3 章 (表示) による。
	3. 保護接地において、1 0 A 以上の電流を保護接地端子と可触金属部との間に流そうとしたところ、電流が流れなかった。 (アース線が外郭に接続されていなかった。)	J 6 0 5 9 8－2－4 (H 2 9) 4. 8 (第七条第 1 項第一号 感電に対する保護) 【引用先】 J 6 0 5 9 8－1 (H 2 9) 7. 2. 3 (第七条第 1 項第一号 感電に対する保護) 保護接地接続の抵抗測定は、無負荷電圧が 1 2 V を超えない電源を使用して 1 0 A 以上の電流を保護接地端子又は保護接地接触子と可触金属部との間の電圧降下を測定し、その抵抗を電流及び電圧降下から算出する。いかなる場合にも抵抗は、0. 5 Ω 以下でなければならない。
広告灯③	1. 構造試験において、プリント基板上 (交流充電部と高インピーダンスにより保護される部分との間 (極性の異なる充電部間 (1 0 0 V)) の空間距離 (沿面距離を含む。)) が 1. 3 mm であった。 なお、高インピーダンス以降の空間距離 (沿面距離を含む。)) も不足していた。	別表第 8 1 (2) ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離 (沿面距離を含む。)) は、2. 5 mm 以上 (その他の箇所、1 0 0 V) であること。
	2. 構造試験において、電源電線を、器体の内側に向かって 5 cm の箇所を保持して押し込んだとき、電源電線とプリント基板との接続部に張力が加わった。	別表第 8 1 (2) ロ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等 (固定して使用するもの又は取り付けけた状態で外部に露出しないものを除く。以下ラにおいて同じ。)) は、器体の外方に向かって器体の自重の値の 3 倍の値 (器体の自重の値の 3 倍の値が 1 0 k g を超えるものにあつては 1 0 0 N、器体の自重の値の 3 倍の値が 3 k g 未満のものにあつては 3 0 N の値) の張力を連続して 1 5 秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から 5 cm の箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。
	3. 表示において、機器本体に、表示すべき事項である定格電圧、定格消費電力、定格周波数及び屋内用の旨の表示がなかった。	別表第 8 1 (1 2) (第十九条 表示等 (一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 定格消費電力 (放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。) 3 適用光源の定格消費電力 (使用者が交換できる光源をもつものに限る。) 4 定格周波数 (放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。) 5 屋外用のものにあつては、その旨 (その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具及びエル・イーディー・電灯器具の場合に限る。) 6 屋内用のものにあつては、その旨 (広告灯及びハンドランプの場合に限る。) 7 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で、使用場所を表示すること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の音響機器 ①	1. 表示及び説明書において、機器に、該当する交流だけの記号を示す表示(～)がなかった。	J 6 0 0 6 5 (H 2 9) 5. 2 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない: d) 電源の種類 — 交流だけの記号: ～ [I E C 6 0 4 1 7 - 5 0 3 2 (2 0 0 2 - 1 0)]
	2. 表示及び説明書において、取扱説明書に、「遮断デバイスは容易に操作できるようになっていなければならない。」旨の記載がなかった。	J 6 0 0 6 5 (H 2 9) 5. 5. 3 (第十九条 表示等(一般)) 主電源から分離するデバイスについて、説明書に次の事項を含めなければならない。 a) 遮断デバイスとして主電源プラグ又は機器用カプラを用いる場合: この遮断デバイスは容易に操作できるようにしておかなければならない旨の記載
その他の音響機器 ②	1. 構造試験において、次の箇所で空間距離(沿面距離を含む)が不足していた。 イ. 電源基板上のコイル L 4 の極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む。)が1. 1mm(0. 8mmは、1. 0mm未満となるため、0mmと扱う。)及び 2. 0mm(その他の箇所)であった。 ロ. 器具用差込みプラグ接続部の極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む。)が1. 8mm(その他の箇所)であった。 ハ. 基板パターンの極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む。)の最小値が1. 5mm(その他の箇所)であった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2. 5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、電源ケーブルを接続する側の、スピーカーを接続する端子又はその近傍に、接続される負荷のインピーダンスの値の表示がない。	別表第八1(2)エ(ロ) (第十九条 表示等(一般)) 器体の外部にスピーカーを接続する端子を有するものにあっては、当該端子又はその近傍に容易に消えない方法で接続される負荷のインピーダンスの値を表示してあること。
	3. 二重絶縁構造において、次の箇所において充電部と器体の表面との間に、基礎絶縁及び付加絶縁、又は強化絶縁が施されていないかった。 イ. 1次側の充電部(放熱板)と2次側の内部配線の間が、基礎絶縁のみであった。 (2Nの力を加えたとき2次側の内部配線の絶縁物の表面が、1次側の充電部(放熱板)に接触する。) ロ. 強化絶縁部である電源スイッチの絶縁物の厚さが0. 8mmであった。 ハ. 強化絶縁部である1次巻線と2次巻線間の空間距離が0mmであった。また、コアを介した1次巻線と2次巻線間の空間距離が3. 4mmであった。	別表第八1(7)イ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部と器体の表面との間には、基礎絶縁及び付加絶縁を施してあること。ただし、構造上やむを得ない部分であって、充電部と器体の表面との間に強化絶縁が施されている場合は、この限りではない。この場合において、基礎絶縁又は付加絶縁は、絶縁物により絶縁されていること。 (イ) 基礎絶縁は、次のいずれかに適合すること。 a 絶縁物の厚さは、別表第四1(2)レ(ロ)及び(ハ)に適合すること。 b (省略) (ハ) 強化絶縁は、次のいずれかに適合すること。 a 絶縁物は、次に適合すること。 (a) 器体の外郭を兼ねる絶縁物及び外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは2mm以上であること。 (b) (省略) b 空間距離(沿面距離を含む。)は、(イ) bの表に掲げる値の2倍以上であること。
	4. 二重絶縁構造において、テストピン及び試験指が充電部(USB端子等)に触れるにもかかわらず、トランスが、ダブルボビン又はセパレート巻の構造ではなかった。	別表第八1(7)ハ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部及び基礎絶縁物には容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で試験指が触れないこと。
	5. 二重絶縁構造において、二重絶縁構造にもかかわらず1次回路と2次回路の間にコンデンサが接続されていた。	別表第八1(7)ト (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部(1次側)とアースするおそれのある非充電金属部(2次側)との間には、コンデンサを接続していないこと。
	6. 雑音の強さ(雑音端子電圧)において、周波数が526. 5kHz以上30MHz以下の範囲で最大値が62. 2/62. 1dB(測定周波数1. 267/1. 267MHz、電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十第3章2. 3 (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526. 5kHz以上5MHz以下の範囲にあっては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあっては60dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
テレビジョン受信機①	1. 表示及び説明書において、機器に、該当する交流だけの記号を示す表示(～)がなかった。	J 6 0 0 6 5 (H 2 9) 5. 2 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない: d) 電源の種類 — 交流だけの記号: ~ [I E C 6 0 4 1 7 - 5 0 3 2 (2 0 0 2 - 1 0)]
	2. 表示及び説明書において、取扱説明書に、「遮断デバイスは容易に操作できるようになっていなければならない。」旨の記載がなかった。	J 6 0 0 6 5 (H 2 9) 5. 5. 3 (第十九条 表示等(一般)) 主電源から分離するデバイスについて、説明書に次の事項を含めなければならない。 a) 遮断デバイスとして主電源プラグ又は機器用カプラを用いる場合、この遮断デバイスは容易に操作できるようにしておかなければならない旨の記載
	3. 壁掛け金具取付用ねじ部において、表 2 0 に規定するトルク (1. 2 Nm) を用いて公称直径 (M 4) の 1 0 倍の長さをもつねじと交換したとき、1 次側の部品 (L F 2) に接触し、二重絶縁が保たれなかった。	J 6 0 0 6 5 (H 2 9) 1 7. 3 (第八条 絶縁性能の保持) カバー、脚、スタンドなどを固定するためのねじ又は他の固定デバイスは、固定ねじ又は固定デバイスを交換することによって可触導電部又はそこに接続した部分と危険な活電部との間の空間距離及び沿面距離が、箇条 1 3 に規定する値未満になる場合、それらのサービス中に交換できないように、外れないタイプのものでなければならない。 表 2 0 に規定するトルクを用いて同じ公称直径、ピッチ及び形状で、公称直径の 1 0 倍の長さをもつねじと交換したときに、空間距離及び沿面距離が箇条 1 3 に規定する値以上の場合は、外れないタイプのものでなくてもよい。
テレビジョン受信機②	1. 雑音の強さ(放射エミッション)において、周波数が 3 0 M H z ~ 1 0 0 0 M H z の範囲で、次のとおりであった。 イ. 平均値の最大値が 4 7. 9 / 4 7. 8 d B (測定周波数 7 4. 0 4 M H z、電源周波数 5 0 / 6 0 H z) であった。 ロ. 平均値の最大値が 5 8. 0 / 5 7. 9 d B (測定周波数 9 6 0. 2 M H z、電源周波数 5 0 / 6 0 H z) であった。 また、上記測定値はあらゆるモードで測定した中での最高値である。	J 5 5 0 3 2 (H 2 9) A 4. 2 (第十八条 雑音の強さ) 放射エミッションは、周波数が 3 0 M H z ~ 2 3 0 M H z の範囲にあっては平均値は 4 0 d B 以下、周波数が 2 3 0 M H z ~ 1 0 0 0 M H z の範囲にあっては 4 7 d B 以下であること。
電子レンジ	1. 電線接続及び外部可とうコードにおいて、電源電線の絶縁体(基礎絶縁)が器体内部の金属外郭に接触していた。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 2 5. 2 0 (第七条第 1 項第一号 感電に対する保護) Y 形取付けの場合、電源コードの絶縁導体は、クラス 0 I 機器は基礎絶縁によって、可触金属部から更に絶縁しなければならない。この絶縁には、電源コードのシースその他の方法を用いることができる。
超音波加湿機①	1. 分類において、定格電圧が 1 0 0 V - 2 4 0 V であるにもかかわらず、機器の感電に対する保護が、クラス 0 機器であった。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 9 8 (2 0 2 1) 6. 1 (第七条第 1 項第一号 感電に対する保護) 据置形機器、電極式機器以外の機器は、クラス 0、クラス 0 I、クラス I、クラス II 又はクラス III のいずれかのクラスでなければならない。ただし、クラス 0 機器は、定格電圧が 1 5 0 V 以下の屋内用の機器についてだけ認める。
超音波加湿機②	1. 雑音の強さ試験において、連続性雑音端子が、周波数 0. 5 2 6 5 M H z 以上 5 M H z 以下の範囲で最大値が、7 5. 2 / 7 5. 1 d B (測定周波数 0. 5 2 6 5 M H z / 0. 5 2 6 5 M H z ・ 電源周波数 5 0 / 6 0 H z) であった。	別表第十第 5 章 2. 2 (1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が 5 2 6. 5 k H z 以上 5 M H z 以下の範囲にあっては 5 6 d B 以下、5 M H z を超え 3 0 M H z 以下の範囲にあっては 6 0 d B 以下であること。
超音波洗浄機①	1. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部又は銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。	別表第八 1 (2) マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	2. 雑音の強さ試験において、連続性雑音端子が、周波数 0. 5 2 6 5 M H z 以上 5 M H z 以下の範囲で最大値が、8 2. 4 / 8 3. 3 d B (測定周波数 0. 5 9 8 M H z / 0. 6 0 1 M H z ・ 電源周波数 5 0 / 6 0 H z) であった。	別表第十第 2 章 1. 2 (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が 5 2 6. 5 k H z 以上 5 M H z 以下の範囲にあっては 5 6 d B 以下、5 M H z を超え 3 0 M H z 以下の範囲にあっては 6 0 d B 以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
超音波洗浄機②	1. 二重絶縁構造において、器体内部の内部配線（基礎絶縁）と金属製容器が接触していた。（付加絶縁の介在がなかった。）	別表第八１（７）イ （第七条第1項第一号 感電に対する保護） 充電部と器体の表面との間には、（イ）に適合する基礎絶縁及び（ロ）に適合する付加絶縁を施してあること。ただし、構造上やむを得ない部分であって、充電部と器体の表面との間に（ハ）に適合する強化絶縁が施されている場合は、この限りでない。
	2. 二重絶縁構造において、二重絶縁であるにもかかわらず電源電線にビニルコード（VFF：0.75mm ² ）を使用していた。	別表第八１（７）ル （第七条第1項第一号 感電に対する保護） 電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は別表第十二の規定による技術上の基準に適合するキャプタイヤコード若しくはキャプタイヤケーブルであって、その断面積が0.75mm ² 以上のものであること。
電灯付家具①	1. 消費電力の許容差において、表示の定格消費電力1.6Wに対して、測定値が2.12/2.19W（電源周波数：50/60Hz、偏差：+32.5/+36.9%）であった。	別表第八１（４）ハ（イ） （第二条第1項 安全原則） 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 （表） 定格消費電力が10W以下のものの許容差は+25%以下であること。
電灯付家具②	1. 構造試験において、プリント基板上（交流充電部と高インピーダンスにより保護される部分との間（極性の異なる充電部間（100V））の空間距離（沿面距離を含む。）の最小値が1.0mmであった。 なお、高インピーダンス以降の空間距離（沿面距離を含む。）も不足していた。	別表第八１（２）ト （第八条 絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.5mm以上（その他の箇所、100V）であること。
	2. 構造試験において、光源ユニットのLED素子のはんだ部（充電部）と金属皮膜でコーティングされた樹脂外郭（人が触れるおそれのある非充電金属部）との間の空間距離の最小値が1.8mmであった。	別表第八１（２）ト （第七条第1項第一号 感電に対する保護） 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.0mm以上（その他の箇所、100V）であること。
	3. 構造試験において、金属部を通る光源ユニットの内部配線に2Nの力を加えたとき、鋭利な箇所に触れ、内部配線の被覆が損傷した。	別表第八１（２）ヌ（ハ） （第八条 絶縁性能の保持） 被覆を有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は2Nの力を電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないようにすること。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあっては、この限りでない。
	4. 構造試験において、電源電線を、器体の内部に向かって電源電線の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と内部配線との接続部に張力が加わった。	別表第八１（２）ヲ （第八条 絶縁性能の保持） 電源電線等（固定して使用するもの又は取り付け付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。）は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値（器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30Nの値）の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。
電灯付家具③	1. 構造試験において、ソケットに接続される電線の末端が適切に処理されていないため銅線が露出しており、異極充電部間（100V）の空間距離が1.7mmであった。	別表第八１（２）ト （第八条 絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.5mm以上（その他の箇所、100V）であること。
	2. 構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって100Nの張力を加えたとき、電源電線の接続部に張力が加わった。	別表第八１（２）ヲ （第八条 絶縁性能の保持） 電源電線等（固定して使用するもの又は取り付け付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。）は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値（器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30Nの値）の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の電気機械器具付家具①	1. 構造試験において、出力コンセントの近傍に最大の電力又は電流の値が表示されていなかった。	別表第八１（２）エ（イ） （第十九条 表示等（一般）） 器体に附属したコンセント（外部に電力を取り出すものに限る。）には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法で安全に取り出すことができる最大の電力又は電流の値を表示してあること。
	2. 表示において、表示すべき事項である「定格消費電力」及び「定格周波数」の表示が銘板になかった。 （「コンセント容量電力 １４５０W」表示は銘板にあったが、出力コンセントの表示であり、「その他の電気機械器具付家具」としての定格消費電力である直流電源出力（USB）運転時の表示がなかった。）	別表第八１（１２） （第十九条 表示等（一般）） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 （附表第六） （省略） 2 電極式のものにあつては定格電流、その他のものにあつては定格消費電力 3 定格周波数 （省略）
	3. 雑音の強さ試験において、連続性雑音端子が、周波数0. 5 2 6 5 MHz 以上 5 MHz 以下の範囲で最大値が、7 4. 5 / 7 3. 3 dB（測定周波数0. 5 3 7 MHz / 0. 5 2 6 5 MHz ・ 電源周波数 5 0 / 6 0 Hz）であった。	別表第十第五章 2. 2（１） （第十八条 雑音の強さ） 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が 5 2 6. 5 kHz 以上 5 MHz 以下の範囲にあつては 5 6 dB 以下、5 MHz を超え 3 0 MHz 以下の範囲にあつては 6 0 dB 以下であること。
その他の電気機械器具付家具②	1. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間（100V）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、次のとおりであった。 イ、AC 100V 間が、0. 7 mm であった。（その他の箇所） ロ、AC 100V 間が、1. 0 mm であった。（じんあいが侵入し難い箇所） ハ、AC 100V の充電部と整流後の充電部間が、0. 8 mm であった。（その他の箇所）	別表第八１（２）ト （第八条 絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、1. 5 mm 以上（じんあいが侵入し難い箇所、100V）であること。 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2. 5 mm 以上（その他の箇所、100V）であること。
	2. 部品及び附属品において、差込みプラグの定格電流が 15 A にもかかわらず、直流電源装置出力と出力コンセントとそれぞれ最大負荷を接続したときに、15. 2 A の電流が流れた。	別表第八１（３）イ （第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用） 部品または附属品の定格電圧、定格電流および許容電流は、これらに加わる最大電圧またはこれらに流れる最大電流以上であること。
	3. 表示において、表示すべき事項である「定格消費電力」及び「定格周波数」の表示が銘板になかった。	別表第八１（１２） （第十九条 表示等（一般）） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 （附表第六） （省略） 2 電極式のものにあつては定格電流、その他のものにあつては定格消費電力 3 定格周波数 （省略）
	4. 雑音の強さ試験において、連続性雑音端子が、周波数0. 5 2 6 5 MHz 以上 5 MHz 以下の範囲で最大値が、6 2. 2 / 6 0. 6 dB（測定周波数0. 5 7 0 MHz / 2. 5 6 4 MHz ・ 電源周波数 5 0 / 6 0 Hz）であった。	別表第十第五章 2. 2（１） （第十八条 雑音の強さ） 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が 5 2 6. 5 kHz 以上 5 MHz 以下の範囲にあつては 5 6 dB 以下、5 MHz を超え 3 0 MHz 以下の範囲にあつては 6 0 dB 以下であること。
その他の電気機械器具付家具③	1. 表示において、表示すべき事項である「定格消費電力」及び「定格周波数」の表示が銘板になかった。	別表第八１（１２） （第十九条 表示等（一般）） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 （附表第六） （省略） 2 電極式のものにあつては定格電流、その他のものにあつては定格消費電力 3 定格周波数 （省略）

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
医療用物質生成器 ①	1. 表示において、機器本体に、定格銘板がなく附表第六で要求される表示すべき事項が表示されていなかった。 2. イオン発生部に人が容易に触れるおそれのないように適当な保護わくまたは保護網がなかった。	別表第八 1 (12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 電極式のものにあっては定格電流、その他のものにあっては定格消費電力 3 定格周波数 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。 別表第八 2 (98) イ(イ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 空気イオン発生器およびオゾン発生器にあっては、次に適合すること。 a 電離部分、オゾン発生部等の高圧部分は、人が容易に触れるおそれのないように適当な保護わくまたは保護網を取り付けてあること。 b オゾン発生器用安定器は、別表第六 1 および 3 の規定に適合すること。
医療用物質生成器 ②	1. 表示において、機器本体に、定格銘板がなく附表第六で要求される表示すべき事項が表示されていなかった。	別表第八 1 (12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 電極式のものにあっては定格電流、その他のものにあっては定格消費電力 3 定格周波数 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
リチウムイオン蓄電池①	1. 表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 — J I S C 8 7 1 1 5. 1 に規定する組電池の呼び方 — 製造年月日 — 製造事業者、若しくは、供給事業者 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	J 6 2 1 3 3 (H 2 8) 1 0. 2 (第 1 9 条 表示等(一般)) リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示(1 0. 1 参照)に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 J 6 2 1 3 3 (H 2 8) 1 0. 1 リチウム系の単電池の表示は、J I S C 8 7 1 1 による。 (J I S C 8 7 1 1 : 2 0 1 3 の抜粋) 5. 2 表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 (抜粋) — 名称 例 1 リチウム二次 例 2 リチウムイオン二次 例 3 充電式リチウム 例 4 リチウムイオン — 5. 1 に規定する組電池又は単電池の呼び方 (例) N 1 A 1 A 2 A 3 N 2 / N 3 / N 4 - N 5 — 製造年月日(コード化してもよい。)

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池②	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの過充電状態を監視するための回路が見当たらず（電池ブロック毎に電圧監視用のリード線がない）、電池ブロックにかかる電圧が上限充電電圧（4.25V）を超えても充電を停止することができなかった。	J62133（H28）8.3.8E （第三条第1項 安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表4の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 b) 試験 周囲温度20±5℃において、1)～3)のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 1) 組電池が単電池又は1段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 2) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 3) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表4の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
	2. 表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 －JIS C 8711 5.1に規定する組電池の呼び方 －製造年月日 －製造事業者、若しくは、供給事業者 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	J62133（H28）10.2 （第19条 表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（10.1参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 J62133（H28）10.1 リチウム系の単電池の表示は、JIS C 8711による。 （JIS C 8711：2013の抜粋） 5.2 表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 （抜粋） －名称 例1 リチウム二次 例2 リチウムイオン二次 例3 充電式リチウム 例4 リチウムイオン －5.1に規定する組電池又は単電池の呼び方 （例）N1A1A2A3N2/N3/N4-N5 －製造年月日（コード化してもよい。）
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）③	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.289Vであり、上限充電電圧（4.25V）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九（11） （第三条第1項 安全機能を有する設計等） 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）④	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.306Vであり、上限充電電圧（4.25V）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、J62133（H28）の「表4 充電手順の条件」で定められている「4.25V」を基準とした。	J62133（H28）8.3.8E （第三条第1項 安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表4の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 b) 試験 周囲温度 $20 \pm 5^{\circ}\text{C}$ において、1)～3)のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 1) 組電池が単電池又は1段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 2) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 3) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表4の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
	2. 表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 ー名称 ーJIS C 8711 5.1に規定する組電池の呼び方 ー製造年月日 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	J62133（H28）10.2 （第19条 表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（10.1参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 J62133（H28）10.1 リチウム系の単電池の表示は、JIS C 8711による。 （JIS C 8711：2013の抜粋） 5.2 表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。（抜粋） ー名称 例1 リチウム二次 例2 リチウムイオン二次 例3 充電式リチウム 例4 リチウムイオン ー5.1に規定する組電池又は単電池の呼び方 （例）N1A1A2A3N2/N3/N4-N5 ー製造年月日（コード化してもよい。）
	3. 表示において、廃棄に関する指示の記載がなかった。	J62133（H28）10.3 （第19条 表示等（一般）） 組電池製造業者は、次に示す情報を組電池に表示するか、機器製造業者に提供しなければならない。 ー保管及び廃棄に関する指示 ー推奨する充電方法に関する指示 この表示は、単電池製造業者又は組電池製造業者の文書、及び包装又は製品の表示を目視によって検査する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑤	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.284Vであり、上限充電電圧（4.25V）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、J62133（H28）の「表4 充電手順の条件」で定められている「4.25V」を基準とした。	J62133（H28）8.3.8E （第三条第1項 安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表4の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 b) 試験 周囲温度20±5℃において、1)～3)のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 1) 組電池が単電池又は1段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 2) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 3) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表4の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
	2. 表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 －名称 －JIS C 8711 5.1に規定する組電池の呼び方 －製造年月日 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	J62133（H28）10.2 （第19条 表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（10.1参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 J62133（H28）10.1 リチウム系の単電池の表示は、JIS C 8711による。 （JIS C 8711：2013の抜粋） 5.2 表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 （抜粋） －名称 例1 リチウム二次 例2 リチウムイオン二次 例3 充電式リチウム 例4 リチウムイオン －5.1に規定する組電池又は単電池の呼び方 （例）N1A1A2A3N2/N3/N4-N5 －製造年月日（コード化してもよい。）
	3. 表示において、廃棄に関する指示の記載がなかった。	J62133（H28）10.3 （第19条 表示等（一般）） 組電池製造業者は、次に示す情報を組電池に表示するか、機器製造業者に提供しなければならない。 －保管及び廃棄に関する指示 －推奨する充電方法に関する指示 この表示は、単電池製造業者又は組電池製造業者の文書、及び包装又は製品の表示を目視によって検査する。
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑥	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.283Vであり、上限充電電圧（4.25V）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九3（11） （第三条第1項 安全機能を有する設計等） 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑦	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.309Vであり、上限充電電圧（4.25V）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九3（11） （第三条第1項 安全機能を有する設計等） 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑧	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.303Vであり、上限充電電圧（4.25V）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九3（11） （第三条第1項 安全機能を有する設計等） 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑨	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.305Vであり、上限充電電圧（4.25V）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九3（11） （第三条第1項 安全機能を有する設計等） 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑩	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.272Vであり、上限充電電圧（4.25V）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九3（11） （第三条第1項 安全機能を有する設計等） 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池(モバイルバッテリー) ⑪	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.292Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。 なお、上限充電電圧は、J62133(H28)の「表4 充電手順の条件」で定められている「4.25V」を基準とした。	J62133(H28)8.3.8E (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表4の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 b) 試験 周囲温度20±5℃において、1)～3)のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 1) 組電池が単電池又は1段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 2) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 3) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表4の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
	2. 表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 ー名称 ーJIS C 8711 5.1に規定する組電池の呼び方 ー製造年月日 ー適切な警告を表示 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	J62133(H28)10.2 (第19条 表示等(一般)) リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示(10.1参照)に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 J62133(H28)10.1 リチウム系の単電池の表示は、JIS C 8711による。 (JIS C 8711:2013の抜粋) 5.2 表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 (抜粋) ー名称 例1 リチウム二次 例2 リチウムイオン二次 例3 充電式リチウム 例4 リチウムイオン ー5.1に規定する組電池又は単電池の呼び方 (例) N1A1A2A3N2/N3/N4-N5 ー製造年月日(コード化してもよい。)
	3. 表示において、廃棄に関する指示の記載がなかった。	J62133(H28)10.3 (第19条 表示等(一般)) 組電池製造業者は、次に示す情報を組電池に表示するか、機器製造業者に提供しなければならない。 ー保管及び廃棄に関する指示 ー推奨する充電方法に関する指示 この表示は、単電池製造業者又は組電池製造業者の文書、及び包装又は製品の表示を目視によって検査する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池(モバイルバッテリー) ⑫	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.310Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池(モバイルバッテリー) ⑬	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.288Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池(モバイルバッテリー) ⑭	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.255Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.282Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。 なお、上限充電電圧は、J62133(H28)の「表4 充電手順の条件」で定められている「4.25V」を基準とした。	J62133(H28)8.3.8E (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表4の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 b) 試験 周囲温度20±5℃において、1)～3)のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 1) 組電池が単電池又は1段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 2) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 3) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表4の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池(モバイルバッテリー) ⑮	2. 表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 一名称 一JIS C 8711 5.1に規定する組電池の呼び方 一製造年月日 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	J62133(H28)10.2 (第19条 表示等(一般)) リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示(10.1参照)に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 J62133(H28)10.1 リチウム系の単電池の表示は、JIS C 8711による。 (JIS C 8711:2013の抜粋) 5.2 表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 (抜粋) 一名称 例1 リチウム二次 例2 リチウムイオン二次 例3 充電式リチウム 例4 リチウムイオン 一5.1に規定する組電池又は単電池の呼び方 (例) N1A1A2A3N2/N3/N4-N5 一製造年月日(コード化してもよい。)

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑯	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.320Vであり、上限充電電圧（4.25V）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、J62133（H28）の「表4 充電手順の条件」で定められている「4.25V」を基準とした。	J62133（H28）8.3.8E （第三条第1項 安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表4の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 b) 試験 周囲温度20±5℃において、1)～3)のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 1) 組電池が単電池又は1段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 2) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 3) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表4の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
	2. 表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 一名称 一JIS C 8711 5.1に規定する組電池の呼び方 一製造年月日 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	J62133（H28）10.2 （第19条 表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（10.1参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 J62133（H28）10.1 リチウム系の単電池の表示は、JIS C 8711による。 （JIS C 8711：2013の抜粋） 5.2 表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 （抜粋） 一名称 例1 リチウム二次 例2 リチウムイオン二次 例3 充電式リチウム 例4 リチウムイオン 一5.1に規定する組電池又は単電池の呼び方 （例）N1A1A2A3N2/N3/N4-N5 一製造年月日（コード化してもよい。）
	3. 表示において、廃棄に関する指示の記載がなかった。	J62133（H28）10.3 （第19条 表示等（一般）） 組電池製造業者は、次に示す情報を組電池に表示するか、機器製造業者に提供しなければならない。 一保管及び廃棄に関する指示 一推奨する充電方法に関する指示 この表示は、単電池製造業者又は組電池製造業者の文書、及び包装又は製品の表示を目視によって検査する。
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑰	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.307Vであり、上限充電電圧（4.25V）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九3（11） （第三条第1項 安全機能を有する設計等） 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池(モバイルバッテリー) ⑩	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.306Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。 なお、上限充電電圧は、J62133(H28)の「表4 充電手順の条件」で定められている「4.25V」を基準とした。	J62133(H28)8.3.8E (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表4の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 b) 試験 周囲温度20±5℃において、1)～3)のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 1) 組電池が単電池又は1段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 2) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 3) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表4の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
	2. 表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 ー名称 ーJIS C 8711 5.1に規定する組電池の呼び方 ー製造年月日 ー適切な警告を表示 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	J62133(H28)10.2 (第19条 表示等(一般)) リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示(10.1参照)に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 J62133(H28)10.1 リチウム系の単電池の表示は、JIS C 8711による。 (JIS C 8711:2013の抜粋) 5.2 表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 (抜粋) ー名称 例1 リチウム二次 例2 リチウムイオン二次 例3 充電式リチウム 例4 リチウムイオン ー5.1に規定する組電池又は単電池の呼び方 (例) N1A1A2A3N2/N3/N4-N5 ー製造年月日(コード化してもよい。)
	3. 表示において、廃棄に関する指示の記載がなかった。	J62133(H28)10.3 (第19条 表示等(一般)) 組電池製造業者は、次に示す情報を組電池に表示するか、機器製造業者に提供しなければならない。 ー保管及び廃棄に関する指示 ー推奨する充電方法に関する指示 この表示は、単電池製造業者又は組電池製造業者の文書、及び包装又は製品の表示を目視によって検査する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー） ^⑱	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.289Vであり、上限充電電圧（4.25V）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九3（11） （第三条第1項 安全機能を有する設計等） 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー） ^㉔	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が4.338Vであり、上限充電電圧（4.25V）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、J62133（H28）の「表4 充電手順の条件」で定められている「4.25V」を基準とした。	J62133（H28）8.3.8E （第三条第1項 安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表4の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 b) 試験 周囲温度20±5℃において、1)～3)のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 1) 組電池が単電池又は1段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 2) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 3) 組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表4の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
	2. 表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 －名称 －JIS C 8711 5.1に規定する組電池の呼び方 －製造年月日 －適切な警告表示 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	J62133（H28）10.2 （第19条 表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（10.1参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 J62133（H28）10.1 リチウム系の単電池の表示は、JIS C 8711による。 （JIS C 8711：2013の抜粋） 5.2 表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 （抜粋） －名称 例1 リチウム二次 例2 リチウムイオン二次 例3 充電式リチウム 例4 リチウムイオン －5.1に規定する組電池又は単電池の呼び方 （例）N1A1A2A3N2/N3/N4-N5 －製造年月日（コード化してもよい。）
	3. 表示において、次に示す指示の記載がなかった。 －保管に関する指示 －推奨する充電方法に関する指示	J62133（H28）10.3 （第19条 表示等（一般）） 組電池製造業者は、次に示す情報を組電池に表示するか、機器製造業者に提供しなければならない。 －保管及び廃棄に関する指示 －推奨する充電方法に関する指示 この表示は、単電池製造業者又は組電池製造業者の文書、及び包装又は製品の表示を目視によって検査する。

<電気用品安全法の令和3年度試買テストにおける「PSEマーク等表示」に関する不適合内容について>

(1) 特定電気用品

電気用品名	施行規則不適合箇所の内容	施行規則
その他の家庭機器用変圧器	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
直流電源装置	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号、届出事業者の氏名又は名称及び、適合性検査の証明書の交付を受けた検査機関の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）

(2) 特定電気用品以外の電気用品

電気用品名	施行規則不適合箇所の内容	施行規則
電気たこ焼き器	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の名称のほかに、近接して製造事業者の名称が表示されていた。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
電気髪ごて	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
その他の理容用電熱器具	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
電気接着器	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
電気スタンド	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
装飾用電灯器具	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
エル・イー・ディー・電灯器具	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
広告灯①	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
広告灯②	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
広告灯③	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
コンセント付家具	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の名称が表示されていなかった。なお、銘板には㊦の記号に近接して販売事業者の名称が表示されていた。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
医療用物質生成器①	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
医療用物質生成器②	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
リチウムイオン蓄電池①	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
リチウムイオン蓄電池②	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）